

青梅市立学校施設の使用要領

青梅市教育委員会

目 次

青梅市立学校施設の開放に関する条例	1
青梅市立学校施設の開放に関する条例施行規則	4
青少年健全育成団体の使用料免除の取扱いについて	9
学校施設の使用 method	13
学校施設開放に関する禁止事項	17
使用に関するお願い	18

青梅市立学校施設の開放に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第137条の規定にもとづき、青梅市立学校の施設(以下「学校施設」という。)を学校教育に支障のない範囲で市民の利用に供すること(以下「学校開放」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 学校開放の対象とする学校施設(以下「開放施設」という。)は、屋内運動場、校庭および音楽室とし、開放を行う青梅市立学校および開放の日時は、青梅市教育委員会(以下「委員会」という。)が別に定める。

(使用できる者の範囲)

第3条 開放施設を使用できる者は、委員会が定める要件を備えた団体でなければならない。

(登録)

第4条 開放施設を使用しようとする団体は、委員会に登録をしなければならない。ただし、委員会が特に認める団体は、この限りでない。

(使用の承認)

第5条 開放施設を使用しようとする団体の責任者は、委員会の承認を受けなければならない。

2 委員会は、学校施設の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しない。

- (1) 屋内運動場および校庭をスポーツおよびレクリエーション以外に、音楽室を文化活動以外に使用するとき。
- (2) 公益を害し、または風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号のほか、委員会が使用を不相当と認めるとき。

(使用承認の取消し等)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消し、または使用を中止させることができる。

(1) この条例またはこれにもとづく規則に違反したとき。

(2) 使用の目的または使用条件に違反したとき。

(3) 前2号のほか、委員会が必要と認めるとき。

2 前項の場合、使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)において損害を生ずることがあっても、委員会は、その賠償の責めを負わない。

(使用料)

第8条 使用料を徴収する開放施設およびその使用料は、別表のとおりとする。

2 使用者は、前項の規定による使用料を前納しなければならない。

3 委員会が特に必要と認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を還付することができる。

(1) 天災地変その他使用者の責めによらない理由により使用できなかったとき。

(2) 委員会が公益上その他やむを得ない理由により使用を取り消し、または使用を中止したとき。

(3) 使用者が使用を開始する7日前までに使用の取消しの申出をし、委員会がこれを承認したとき。

(目的外使用の禁止)

第10条 使用者は、承認を受けた目的以外に開放施設を使用してはならない。

(使用権の譲渡禁止)

第11条 使用者は、使用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

(設備変更等の禁止)

第12条 使用者は、開放施設に特別の設備をし、または変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、使用を終了したときは、ただちに設備を原状に復さなければならない。第7条の規定により使用承認を取り消され、または使用を中止させられたときもまた同様とする。

(損害賠償)

第14条 使用者は、使用に際し、開放施設等に損害を生じさせた場合は、委員

会が相当と認める額を賠償しなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第8条、第9条および別表の規定は、平成22年10月1日以後の開放施設の使用について適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に青梅市立学校施設の開放に関する規則(昭和50年教育委員会規則第5号)の規定にもとづく登録を受けている団体は、この条例の相当規定によって登録を受けたものとみなす。

別表(第8条関係)

施設名	使用料
屋内運動場	1時間 当たり300円
音楽室	1時間 当たり100円

青梅市立学校施設の開放に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、青梅市立学校の開放に関する条例(平成21年条例第9号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(管理)

第2条 青梅市立学校の施設(以下「学校施設」という。)を学校教育に支障のない範囲で市民の利用に供すること(以下「学校開放」という。)に関しては、青梅市教育委員会(以下「委員会」という。)が管理する。

2 学校開放により施設を使用させる学校の校長は、学校開放に伴う管理上の責任を負わないものとする。

(対象施設)

第3条 条例第2条に規定する開放を行う青梅市立学校は、別表第1のとおりとする。

(開放の日時)

第4条 条例第2条に規定する開放の日時は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、委員会は、開放の日時を別に定めることができる。

(使用できる者の範囲)

第5条 条例第3条に規定する開放施設を使用できる者は、次の各号に掲げる条件を備えた団体でなければならない。

(1) 青梅市の区域内(以下「市内」という。)に在住、在勤または在学する者が過半数以上で原則として10人以上の構成員であるもの

(2) 使用責任者として成年者が含まれているもの

(登録)

第6条 学校施設を使用しようとする団体は、青梅市立学校施設使用団体登録申請書(様式第1号)を提出し、毎年委員会が定める期日までに登録をしなければならない。

2 条例第4条ただし書の規定により前項の登録を要さない団体は、次のとおりとする。

(1) 市内の自治会

(2) 体育振興会

(3) 当該校のPTA

(4) その他委員会が認める団体

(使用手続)

第7条 学校施設を使用しようとする団体の責任者は、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の属する月の前月の初日から使用日の7日前までに青梅市立学校施設使用承認申請書(様式第2号)により、校長を経て、委員会に申請しなければならない。

2 委員会は、使用を承認したときは、青梅市立学校施設使用承認書(様式第3号。以下「使用承認書」という。)を交付する。

3 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、前項の規定により使用承認書の交付を受けるときに、委員会が指定する場所において、条例第8条第1項に規定する使用料を納入しなければならない。

4 使用者は、学校施設を使用するときは、第2項の規定により交付を受けた使用承認書を所持するとともに、委員会の求めに応じ、これを提示しなければならない。

(回数券の交付)

第8条 委員会は、委員会が指定する場所において、条例第8条第1項に規定する使用料をあらかじめ納入した者に、青梅市立学校施設使用回数券(様式第4号。以下「回数券」という。)を交付する。

2 前項の規定により交付を受けた回数券は、前条第2項の規定により使用承認書の交付を受けるときに提出しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 条例第8条第3項に規定する使用料の減額または免除は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その取扱いは、当該各号に定めるところによる。

(1) 青梅市が使用するとき 免除

(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者のうち、障害者手帳の交付を受けた者等により構成する団体で、委員会が認めるものが使用するとき 免除

(3) 自治会、体育振興会および当該校のPTAが使用するとき 免除

(4) 市内の中学生以下を主な構成員とする市内の団体で、委員会が認めるものが、青少年の健全育成を目的として使用するとき 免除

(5) 市内の団体が、委員会が後援する事業のために使用するとき 100 分の 50 相当額

(6) 市内の官公署および学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第1条に規定する学校(市立小中学校を除く。)が直接その用に使用するとき 100 分の 50 相当額

(7) その他委員会が必要と認めるとき 免除または 100 分の 50 相当額
(使用取消しの申出)

第10条 使用者は、学校施設を使用する必要がなくなった場合は、速やかにその旨を委員会に申し出なければならない。

(使用料の還付)

第11条 条例第9条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に定めるところによる。

(1) 条例第9条第1号の規定に該当するとき 全額

(2) 条例第9条第2号の規定に該当するとき 全額

(3) 条例第9条第3号の規定に該当するとき 全額

2 前項各号の規定による使用料の還付を受けようとする者は、青梅市立学校施設使用承認取消申請書(様式第5号)にすでに交付されている使用承認書を添えて委員会に提出しなければならない。

(使用者の責任等)

第12条 学校施設の使用中に発生した事故については、使用者がその責任を負うものとする。

2 学校施設の使用に当たり必要となる消耗品は、原則として使用者が負担するものとする。

(使用責任者の義務)

第13条 学校施設の使用に当たっては、使用責任者(使用責任者が欠けた場合は、これに代わるべき成年者。以下同じ。)は、使用条件を遵守し、事故の防止に努めなければならない。

2 使用責任者は、学校施設の使用を終えたときは、必ず青梅市立学校施設使用報告書(様式第6号)を校長を経て、委員会に提出しなければならない。

(運営委員会)

第14条 学校施設の開放の円滑な運営を図るため、学校施設開放運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、校長、教員、体育関係団体および文化関係団体の代表者ならびにPTAの役員のうちから委員会が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第15条 この規則の施行について必要な事項は、青梅市教育委員会教育長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条第3項、第8条、第9条および第11条の規定は、平成22年10月1日以後の開放施設の使用について適用する。

(青梅市立学校施設の開放に関する規則の廃止等)

2 青梅市立学校施設の開放に関する規則(昭和50年教育委員会規則第5号)は、廃止する。

3 この規則の施行の際、現にこの規則による廃止前の青梅市立学校施設の開放に関する規則(以下「廃止前の規則」という。)第12条の規定により委嘱を受けた委員は、第14条の規定により委嘱を受けたものとみなす。

4 この規則の施行の際、廃止前の規則の規定にもとづき作成された様式で、現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

別表第1(第3条関係)

施設名	開放する場所	
屋内運動場	青梅市立小学校および青梅市立中学校(青梅市立東小学校および青梅市立東中学校を除く。)	
校庭		
音楽室	青梅市立今井小学校	第一音楽室

別表第2(第4条関係)

施設名	開放する日	開放する時間
屋内運動場	日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(これらの日が冬季休業日に当たる場合を除く。以下これらを「休日等」という。) 夏季春季休業日	午前9時から 午後9時30分まで
	上記以外の日(冬季休業日を除く。)	午後5時から 午後9時30分まで
校庭	休日等 夏季、春季休業日	午前6時30分から 日没まで
音楽室	休日等 夏季、春季休業日	午前9時から 午後9時30分まで
	上記以外の日(冬季休業日を除く。)	午後7時から 午後9時30分まで

＝ 令和7年度学校開放における青少年健全育成団体の使用料 免除の取扱いについて＝

1 青少年健全育成団体とは

青少年の健全育成に資するため、継続して青少年健全育成活動を行う団体の情報を登録し、広く市民に提供するとともに、その活動をさまざまな形で支援するものです。

登録された団体の情報は、市ホームページ等に掲載し、市民に提供されます。また、市民センターやスポーツ施設などの施設使用料が免除となります。

2 概要

学校開放における青少年健全育成団体の減免については、次のとおり規定されています。

規則		条文
青梅市立学校施設の開放に関する条例施行規則	第9条 第4号	市内の中学生以下を主な構成員とする市内の団体で、委員会が認めるものが、青少年の健全育成を目的として使用するとき 免除
青梅市青少年健全育成団体登録制度実施規則	第8条 第1項	登録団体は、次の各号に掲げる制度の適用を受けることができる。ただし、団体の目的以外の活動をするときは、この限りでない。
	第8条 第9号	青梅市立学校施設の開放に関する条例施行規則（平成21年教育委員会規則第7号）第9条第4号に規定する使用料の免除

減免の適用を受けるためには、原則として青梅市青少年健全育成団体登録制度実施規則（以下、「青少年団体登録規則」という。）にもとづき、登録申請をして承認されなければならない。登録要件は青少年団体登録規則第3条に、次のとおり規定されています。

（団体の条件） 登録できる団体は、次の各号に掲げる条件をすべて備えていなければならない。 （1）青少年の健全育成を目的とした活動を行う団体であり、その活動内容が青少年に対するものであること。 （2）市民に開かれた団体であること。 （3）代表者は、成人であること。 （4）代表者、指導者、世話人等を除く構成員は、すべて中学生以下であり、同一種目の他団体に所属していない者が10人以上であること。 （5）構成員の過半数が青梅市の区域内に在住、在勤または在学する者で構成され、活動の拠点が市内であること。	〔青少年団体登録規則第3条〕
--	-----------------------

なお、承認された団体の登録有効期間は、登録した年度の末日まで（青少年団体登録規則第5条第2項）となります。

また、登録の制限が同規則第9条に、次のとおり規定されています。

（登録の制限）

〔青少年団体登録規則第9条〕

次の各号に掲げる行為を行う団体は、登録団体となることができない。

（1）もっぱら営利を目的とする活動

（2）特定の政党または公選による公職の候補者を支持し、またはこれに反対すること。

（3）特定の宗教を支持し、またはこれに反対すること。

（4）その他公序良俗に反すること。

3 更新期間の取扱い

学校開放規則および青少年団体登録規則ともに、登録期間は4月1日から翌年3月31日までとなっていますが、学校施設の使用手続（学校開放規則第7条）は、使用日の前月初日から行えることとなっているため、基本的には次のとおり扱うこととします。

令和7年度の青少年健全育成団体の登録期間は、令和7年4月1日からであるため、4月1日以降に使用手続をする施設使用料から免除適用となります。

従って、4月使用分は3月1日（前月初日）から申請可能ですが、3月31日までの間に申請・提出された回数券の変更（返金）対応は行いません。

(1) 令和6年度の学校開放登録番号800番台の団体(青少年健全育成団体)の取り扱いについて

7年度も800番台(青少年健全育成団体)として仮登録といたしますが、青少年団体登録規則にもとづいた登録承認の可否により、4月以降に番号を変更する場合があります。

年度	学校開放規則 での登録 [800 番台]	青少年団体登 録規則での登 録可否	申請～使用、使用料可否
6	○ [800 番台]	○	3月使用分 ⇒使用料免除適用

↓(7年度4月1日以降)

7	○ [800 番台]	○ [4/1 から]	4月使用分[3/1～3/31 までの申請] ⇒免除適用 4月使用分[4/1～4/24 までの申請] ⇒免除適用
	○ [番号変更] [800 番台以 外]	× [4/1 から]	4月使用分[3/1～3/31 までの申請] ⇒免除適用 <u>4月使用分[4/1～4/24 までの申請]</u> <u>⇒免除不可</u>

(2) 6年度学校開放登録団体のうち、青少年健全育成未登録団体および7年度新規学校開放登録団体における青少年健全育成団体登録による取り扱いについて

7年度の登録番号は800番台以外(青少年健全育成未登録団体)の番号となりますが、青少年団体登録規則にもとづいた登録として承認された場合、4月以降に番号変更となるとともに使用料免除が適用されます。

ただし、3月中の申請において提出された回数券の変更(返金)対応は行いません。

年度	学校開放規則 での登録 [800 番台以外]	青少年団体登 録規則での登 録可否	申請～使用、使用料可否
6	○ [800 番台以 外]	×	3月使用分 ⇒使用料免除不可

↓(6年度4月1日以降)

7	○ [800 番台以 外]	×	4月使用分[3/1～3/31 までの申請] ⇒免除不可 4月使用分[4/1～4/24 までの申請] ⇒免除不可
	○ [番号変更] [800 番台]	○ [4/1 から]	4月使用分[3/1～3/31 までの申請] ⇒免除不可 <u>4月使用分[4/1～4/24 までの申請]</u> <u>⇒免除適用</u>

4 青少年健全育成団体登録更新手続き

2月15日号広報おうめおよび青梅市ホームページにて、登録更新の記事が掲載されましたので、該当する団体は申請忘れなどないようにご注意ください。

なお、登録申請書につきましては青梅市ホームページからダウンロードできますので御利用願います。

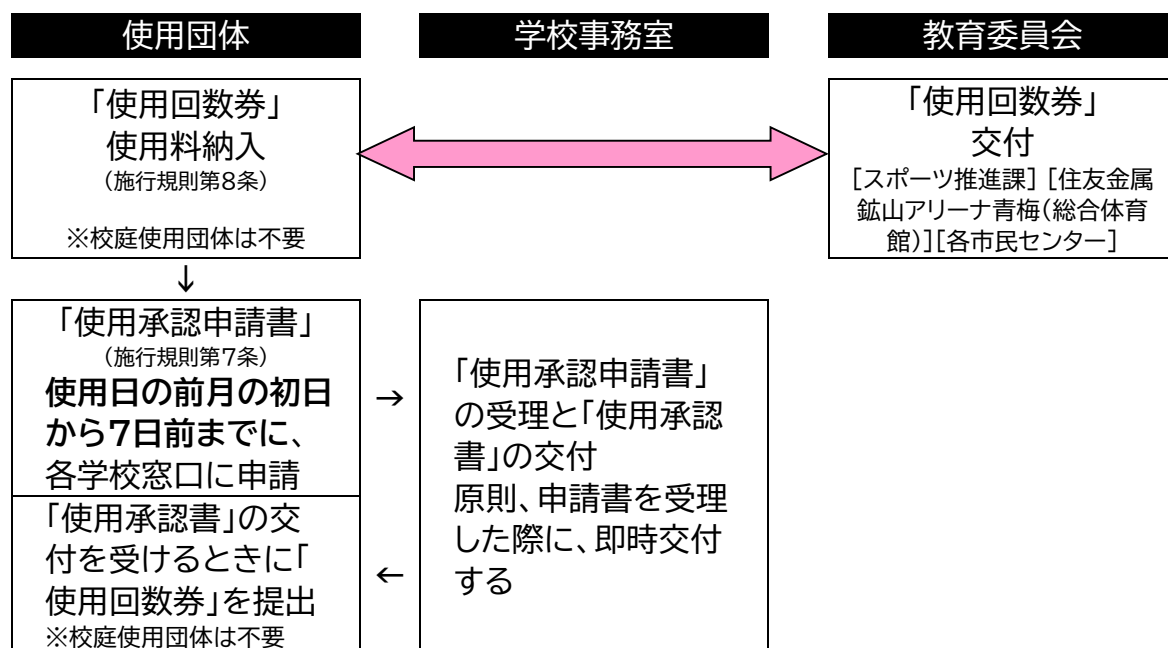
問合せ 市役所 1 階 子育て応援課児童・青少年係

22-1111 内線2144、2145

以 上

＝ 学校施設の使用方式 ＝

1 使用許可申請の方法



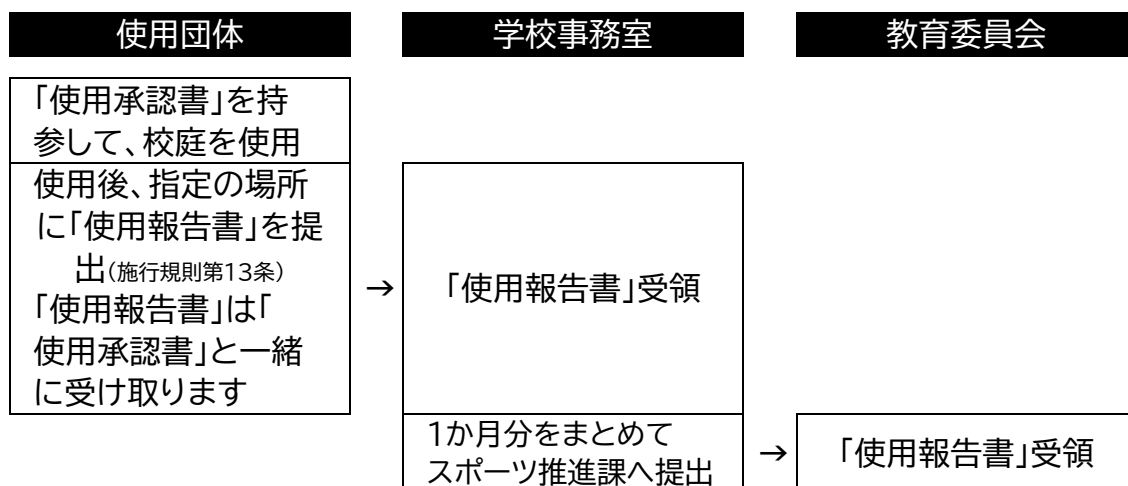
※申請は、平日(学校開校日)の午前9時から午後4時までの間に行ってください。ただし、学校事務室が不在の場合もありますので、事前に学校へ連絡してから申請に行ってください。

※学校事務室では現金を取り扱うことができません。あらかじめ住友金属鉱山アリーナ青梅等で使用料を納入し、回数券の交付を受けてください。回数券は1冊(10枚組)毎の販売となります。

※「使用承認書」は、施設を使用するときや還付申請を行うときに必要となります。無くさないように大切に保管してください。

2 施設使用の方法

(1) 校庭を使用する場合

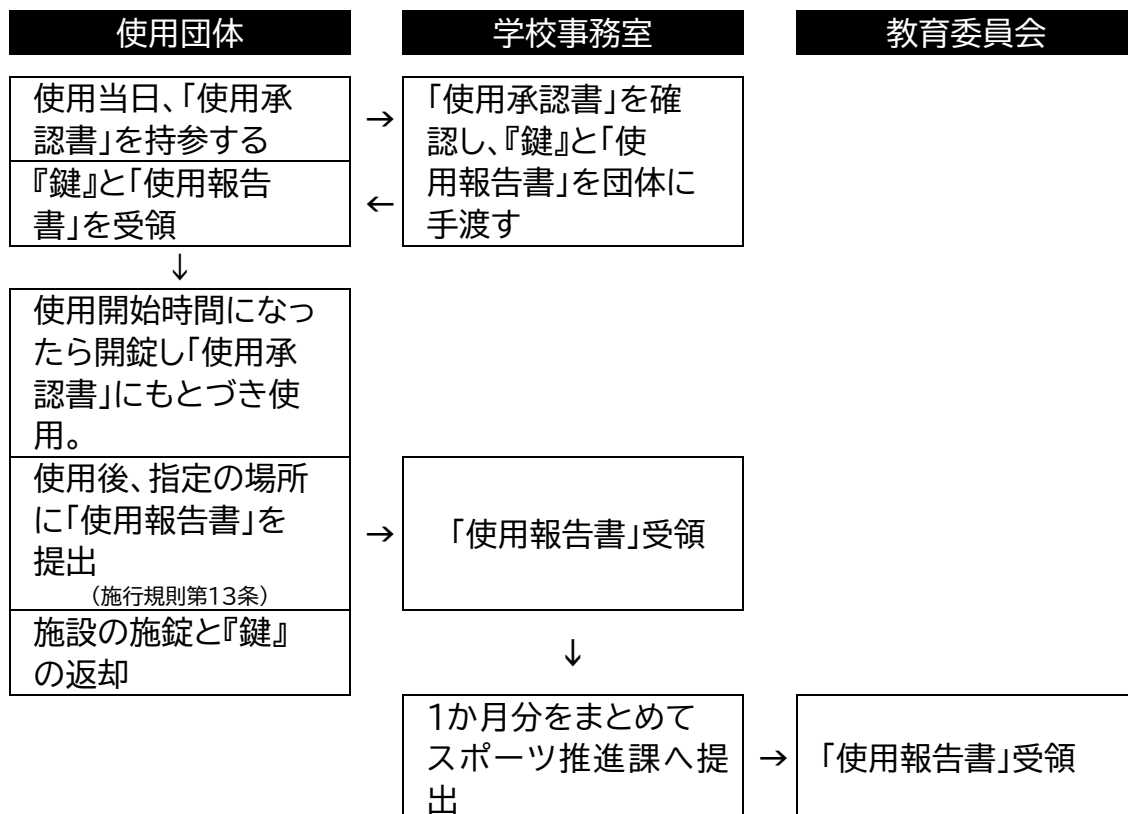


※校庭については、使用の前日が雨天の場合は使用できない場合があるので注意してください。その場合の使用の可否は事前に学校に確認をしてください。

※使用当日は、学校には職員が不在です。御不明な点がございましたら、事前に学校事務室で確認しておいてください。

※使用後の清掃・整備は必ず行ってください。

(2) 体育館・格技室(一中)を使用する場合



※使用当日の午前9時から午後4時までの間に、「使用承認書」を学校事務室へ持参し、『鍵』と「使用報告書」を受け取ってください。ただし、学校事務室が不在の場合もありますので、事前に学校へ連絡してから受け取りに行ってください。

※使用日が土・日・祝日(休校日)に当たる場合は、その直前の平日(開校日)に手続きを行ってください。

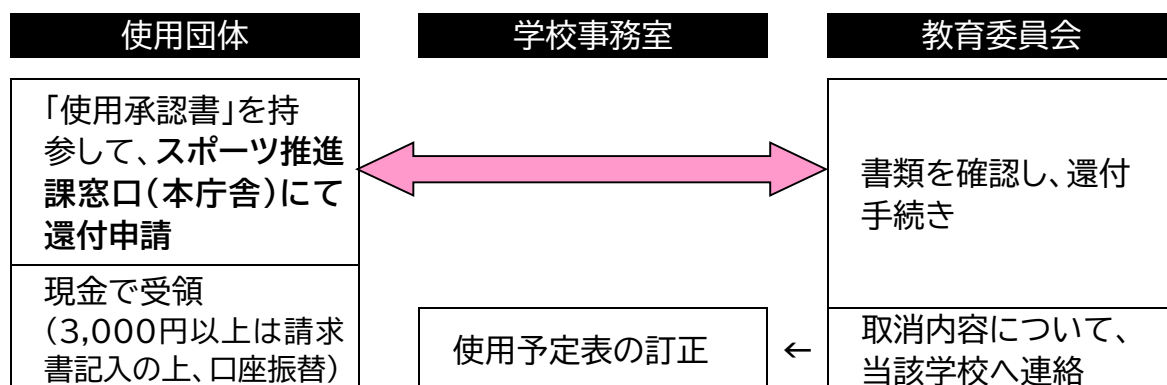
※鍵の受け渡し方法は、学校により異なる場合がありますので学校の指示に従ってください。

※解錠・施錠ともに、機械警備の解除と設定が必要です。方法がわからない場合は、必ず事前に学校事務員に確認をしてください。

※使用後の清掃・施錠は必ず行ってください。

3 使用料還付の方法

(1) 7日前までに取消しの申出をする場合



学校開放手続き場所一覧表

受付場所	受付時間	回数券 販売	使用の 申請	還付 手続	問い 合わせ ※
スポーツ推進課 (本庁舎)	平日 8:30～17:15	○	×	○	○
住友金属鋁山 アリーナ青梅 (総合体育館)	第1水曜日を 除く毎日 9:00～21:00	○	×	×	×
各学校	平日 (学校開校日) 9:00～16:00	×	○ 事前に電 話	×	×
各市民センター	第3月曜日を 除く毎日 8:30～17:15	○	×	×	×

※学校施設の使用の可否、鍵の受け取り、機械警備の方法、備品等の破損をした場合は、直接学校にお問い合わせください。

4 使用形態による回数券必要枚数

(1) 1時間未満の利用時間がある場合

1時間未満の利用時間でも、1時間分の回数券が必要になります。

また、1日ごとに計算します。

	2 時間 30 分 = 900 円 (3 時間分必要である)	
19時00分～ 21時30分 の使用を2回分 申請の場合	2 時間 30 分 × 2 回 = 1,500 円 (合計 5 時間分と考え、5 枚提出)	×
	2 時間 30 分 × 2 回 = 1,800 円 (合計 6 時間分のため、6 枚提出)	○

(2) 半面使用の場合

1団体で半面しか使用しない場合でも、全面分として1時間300円の回数券が必要になります。2団体で半面ずつ使用する場合は2団体間で調整していただき、全面分として1時間300円の回数券を提出してください。

※2団体で使用する場合、2団体間で調整していただき、1枚の使用申請に連名で申請していただきます。

※使用実績報告書については、使用した2団体各自で提出してください。

＝学校施設開放に関する禁止事項＝

下記の禁止事項を守れなかった場合は、使用の承認取り消しまたは使用を中止していただく可能性があります。

- 1 登録および施設の使用については、一団体につき一校です。（登録した学校のみ）
- 2 使用日が学校行事等と重なって使用できなくなった場合でも、他の学校を使用することはできません。
- 3 学校から指定されている駐車スペース以外には駐車しないで下さい。また、学校の利用日以外で駐車場のみの使用はできません。（例えば、大会の集合場所や、荷物の受け渡しをする等）
- 4 校庭への、車の乗り入れは絶対にしないでください。
- 5 学校敷地内は**全面禁煙**となっています。**学校内での喫煙は絶対に行わないでください。**また、学校外で喫煙する場合でも、近隣への迷惑を考慮し、正門などに集まっての喫煙を避ける、吸い殻の始末などのマナーを厳守願います。

登録団体のみでなく、大会等で来場する全ての利用者・観覧者に周知徹底してください。

- 6 **使用目的、使用条件、学校長の指示および利用時のマナーは遵守してください。**

＝使用に関するお願い＝

1 全体的なこと

- (1) 学校の都合により使用を取り消すことがあります。
- (2) 使用日時、場所の変更はできません。

2 使用申請について

- (1) 申請をする時は、必ず団体の責任者等一定の方が行うようお願いします。
申請者を変更する場合は、後任者に事務手続きの引き継ぎを徹底し、学校の事務職員等に迷惑をかけないようお願いします。
- (2) 全校が機械警備を実施しているため、無断で使用を中止すると警備上の支障が生じますので、中止する場合は、学校事務室へ連絡してください。
- (3) 各学校窓口への申請時間(9時～16時)外に来校する団体がいると報告を受けています。申請時間を守って申請してください。

3 使用にあたって

- (1) 使用承認書は、使用の当日必ず持参してください。非常時に利用者かどうか、確認することがあります。他人に譲ったり貸したりすることはできません。
- (2) 使用方法については、必ず学校の指示に従ってください。
- (3) 使用後の点検を十分に行ってください。
 - ア 消灯(誘導灯は消さない。)
 - イ 戸締り
 - ウ 備品整理(使用した備品は、必ず元の場所へ戻す。)
 - エ 清掃等
 - オ 忘れ物の確認
 - カ 水道の栓の確認また、修繕等の必要な損傷が発生した場合には必ず学校へ連絡してください。学校教職員のいない時間帯に発生した場合に備えて、緊急時の連絡先(機械警備等)を事前に学校へ確認してください。
- (4) 点検後、21時30分までに学校から退出し、退出後は近隣への迷惑となるので静かに、速やかに帰宅してください。
- (5) 学校施設を使用する場合は、事故防止のため原則として幼児は連れて

行かないでください。やむをえない場合は、団体で幼児責任者を決め保育してください。

(6) 駐車スペースおよび送迎に関しては、場所や台数の制限があり、学校により異なりますので学校の指示に従ってください。特に日曜日等に大会会場となる場合は、観覧者を含め周知を徹底してください。

(7) ゴミは、団体で責任を持って必ず持ち帰ってください。

(8) 校庭の使用について、雨天時やぬかるみ等がある時は、使用を控えてください。

(9) 万が一の怪我や事故、施設または備品の破損に備え、スポーツ安全保険などの保険に加入してください。

(10) 可能な限り照明を消す、必要最小限の水道使用など、節電、節水への協力をお願いします。

(11) 特に早朝および昼食時の使用については、騒音等近隣住民への配慮をお願いします。

(12) 校庭でのスパイク使用は、学校によって異なるので、学校の指示に従ってください。

(13) 校庭の倉庫・トイレの清掃は、必ず使用団体で行ってください。

(14) 大声や砂ぼこり等、近隣住民の方に配慮した使用をお願いいたします。

4 空調機の使用について

使用できる期間は原則6月15日から9月30日までとし、冷房運転のみとなります。熱中症等に十分に注意をした上で必要最低限の使用をしてください。使用方法については学校の指示に従ってください。

5 その他

(1) 禁止事項等、各学校長の指示に従ってください。

(2) 利用者相互間および学校との連絡を密にしてください。

(3) 学校施設の使用は、あくまでも使用者が責任を持って最後まできちんとしていただかなければなりません。特に、使用後の清掃、戸締り等には使用者ひとりひとりが十分気を配り行ってください。

(4) この説明会の内容を、責任者の義務として自分の団体の会員に周知徹底いただきますよう、お願いいたします。

連絡先電話番号一覧

スポーツ
推進課

22-1111

小 学 校		中 学 校	
第 一 小 学 校	22-7261	第 一 中 学 校	22-7281
第 二 小 学 校	22-7264	第 二 中 学 校	22-7284
第 三 小 学 校	31-7266	第 三 中 学 校	31-7286
第 四 小 学 校	22-7268	西 中 学 校	76-0114
第 五 小 学 校	76-0414	第 六 中 学 校	74-5344
第 六 小 学 校	78-8370	第 七 中 学 校	74-5217
第 七 小 学 校	74-5304	霞 台 中 学 校	24-1141
成 木 小 学 校	74-5240	吹 上 中 学 校	24-1880
河 辺 小 学 校	23-1245	新 町 中 学 校	31-0411
新 町 小 学 校	31-0268	泉 中 学 校	31-2297
霞 台 小 学 校	31-3090		
友 田 小 学 校	24-2117		
今 井 小 学 校	31-2225		
若 草 小 学 校	31-3117		
藤 橋 小 学 校	31-2295		
吹 上 小 学 校	22-7241		